平成26年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等 (監査対象:こども家庭局・教育委員会事務局) 措置 監査結果の概要 措置内容 状況. 第3章 監査の結果及び意見 3.幼稚園事業 (1)公立幼稚園のあり方の検討状況 公立幼稚園の今後のあり方について【意見6】 「神戸市立学校園のあ 措置 り方懇話会報告」及び神戸 神戸市においては、少子化の進行状況を踏まえて、小中学校・幼 済 稚園・高等学校の広範囲にわたる、校種間の連携や一貫教育の検討 市子ども・子育て支援事業 を進めるにあたっての提言を「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」 計画(平成27年3月)を踏 (平成22年4月)という形で受けており、それに沿った形で神戸の学 まえて、平成27年6月「子 校教育がより魅力のあるものになるよう取り組んできている。その ども・子育て支援新制度実 中心的役割を果たす神戸市教育委員会によると「これからの公立幼 施後の神戸市立幼稚園の 稚園が果たすべき役割」は以下のとおりである。(平成26年12月公 あり方」を策定した。その 表の「子ども・子育て支援新制度実施後の市立幼稚園のあり方(案)」 中で「市立幼稚園の役割を 定めるとともに9園の閉園 より抜粋) を示し、これに基づき平成 イ. 幼児期における特別支援教育(インクルーシブ教育システム) 28年3月「神戸市立学校設 口.西北神等(私立幼稚園では経営の成り立たない地域)での就園 置条例」の改正を行い、既 に休園中であった4園を合 八.質の高い幼児期の教育の実践及び発信 わせ、13幼稚園の廃止を決 ・幼児教育に関する実証的な調査研究の推進及び成果の発信 定した。 ・長年培ってきた幼稚園教育要領に則った教育の実践及び公開 また平成28年度より、市 保育の実施 立幼稚園としての役割を一 ・適正規模(複数クラス・人数)での保育の提供及び3歳保育の実 層果たしていくため、「神 戸つばめプロジェクト(幼 この「これからの公立幼稚園が果たすべき役割」を果たす上で、 保小連携推進事業)に取り で述べたとおり、園児数減少による公立幼稚園運営の採算性 組み、幼保小一体の観点か や、単学級幼稚園における良質な教育環境の確保、さらに施設の補 らの積極的な指導的役割 を果たすとともに、幼児教 修状況・今後の補修発生見込等を総合的に勘案し、すでに公表され ている「神戸市立学校園のあり方懇話会報告」(平成22年4月)に沿 育の質向上に努めることと って統廃合を進めるべきであると考える。 した。 現在、神戸市では新制度実施後のあり方について平成27年度~平 (教育委員会) 成31年度までに10園の削減計画を立案しているが、懇話会報告では 中長期の取組への期待を示しており、中長期的な統廃合計画の立 案・取組が望まれる。

なお、3歳児保育についても、私立幼稚園と競合する公立幼稚園は統廃合されると仮定すれば、公立幼稚園が有するべき機能である、「教育の質についての指導的機能」に加え、新制度に沿った幼保小一体の観点からの積極的な指導的役割が期待される。

		監 査	結果の概要	措置内容	措置
休園幼稚 記載され で園幼稚 ら。 平成269	1 稚園につ 稚園とは、 れているも 園の園舎及 年9月1日現 用状況は以	神戸市立 5のの、 5 ひ土地に 見在におし	平成28年3月「神戸市立 学校設置条例」の改正を行 い、園児募集を行っていな い休園中の幼稚園をすべて 廃止した。跡地の利用につ いて関係部局と協議し、全		
<図表3-15> 園名	休園幼稚園 休園年月	敷地時価	活用状況	庁的な照会を経て今後の	
くすのは	昭和61年3月	(千円)	平成27年3月に閉園予定である。湊川多聞小学校でプレイルームとして使用しており、小中学校の統廃合に 伴い平成27年度からは園舎を解体して統合中学校のグ	方針を決定した。 (教育委員会) 	
御崎	平成12年3月	262,710	ランドとして利用する予定である。 市営住宅1階にあり、園庭は地域の子どもの遊び場等 に利用し、園舎は高齢者自立支援の拠点として利用し ている。		
有馬	平成12年3月	202,926	有馬小学校で職員室、プレイルーム、クラブハウスと		
谷上	平成5年3月	29,040	して使用している。 谷上小学校内にあり、地域スポーツクラブハウス、放 腰後子供教室、市民図書室、学童保育コーナー、民具 窓料室もして使用している。		
多井畑	平成14年3月	125,837	資料室として使用している。 平成16年3月に台風被害により園舎を撤去しているも のの、その後10年間休園状態が継続している。園舎解 体後の敷地は地域の子どもの遊び場等に利用してい る。		
会以外(ある。	の部局を加	口えた施言	ト園幼稚園については、定期的に教育委 分利活用の検討がなされる仕組みが必要 支援を必要とする児童について		
•	虚待の恐	れがある	児童への網羅的な対応について【意見		
状況を打 宅児童(査は実施 また、デ ・幼稚園	把握のうえ (幼稚園、(施されてい 未就学児の 園に在籍し て児童虐待	えフォロ・ 呆育所等 Nない。 D居場所I っているリ けを受けて	いては、全児童が対象となる乳幼児健診一が行われているが、4歳から就学前のに通っていない児童)について網羅的にこついて、3歳児以上については、保育児童が多くを占めており、それぞれの場ていることの兆候について発見できる可医宅児童については児童虐待を受けてい	児童虐待については、緊密な連携及び役割分担により、事案への的確な対応をするため、平成26年2月に兵庫県警察と児童虐待事案にかかる連携に関する協定を締結し、平時からの情報共有や相互の連携・協力体制の強化を図ってい	清 済
ことが 把握で は制度 との協 がある。	把握されば きていない 上の制約な 議を深め、	こくい状況 1。自治体 があるたる 相互で連	る。 また、発生予防、早期発 見・早期対応が重要である ことから、11月の児童虐待 防止推進月間に、オレンジ		
て、通園	園支援を行 施している	う事業に るが、現 ង	程育所・幼稚園に通っていない児童について一部区の子育て支援センターに 大、全市的に展開されている状況ではないる理由が網羅的に把握される体制と	リボンキャンペーンとして 市民へ児童虐待の防止や 早期発見、相談・通報窓口 の案内など、啓発活動を実	

監査結果の概要	措置内容	措置 状況
なっていない。	施している。	
在宅児童については、児童虐待において、早期発見ができないリ	在宅児童については、継	
スクが高いと考えられるため、児童虐待の疑いがないか継続的なモ	続的なモニタリングができ	
ニタリングができる体制を構築すべきである。	る体制はないが、引き続き	
	啓発活動を実施することに	
	より、相談・通報窓口の周	
	知に努め、早期発見・早期	
	対応につなげていく。なお、	
	28年度から新たに、家庭引	
	取り後で所属の無い等の被	
	虐待児童に対する見守り	
	事業を児童家庭支援セン	
	ターに委託実施する。	
	(こども家庭局)	
(4) 乳幼児健診におけるフォロー状況等のモニタリングについて		
【 意見 29 】 乳幼児健診を未受診の場合の対応は、各区の担当者が受診の勧奨	乳幼児健診の未受診児	措置
れめた健診を不支診の場合の対心は、音医の担当者が支診の衝突 を行い、それでもなお未受診の場合は、保健師による家庭訪問やこ	れめた健診の未受診にへの対応については、各区) 指重 済
ども家庭支援室における他の施策の手続状況等を確認の上、目視を	において台帳管理してお	<i>)</i> /4
こも家庭又援至にあける他の施泉の子続仏冼寺を確認の工、自悦を 原則とした安否の確認を行っている。	り、年度の途中(5月と1月)	
「原則とした安古の確認を17つている。 その結果、平成25年度における未受診児のうち安否がわからない	で、千度の途中(5月と1月)に、こども家庭局において	
ての紀末、平成25年度にのける木支診先のうち女百がわからない 児童の数は大きく減少しているが、こども家庭局において各区の状	各区の対応状況を把握し	
況を分析するまでに至っていない。一方で、未受診児の児童数は増	古区の対心状況を指揮している。	
加しているため、未受診者数の減少に努める必要がある。	未受診児のうち、安否が	
加しているため、不支が自数の減少に劣める必要がある。 各区に配置されている保健師が対応した情報を収集・蓄積し、児	わからない場合について、	
章虐待に発展する可能性がある家庭について、全市的な状況をこど	対応状況の具体的内容に	
も家庭局において把握するとともに適切に対応している状況をモニ	ついても把握している。	
タリングすることが必要である。	(こども家庭局)	
11 . 現場視察		
(1) 神戸市立小学校の視察		措置
竜が台小学校(須磨区(北須磨))【意見 40】		済
3棟の内、1棟(中校舎)がほとんど使用されておらず、余裕教室が	竜が台小学校中校舎に	<i>"</i>
ある状況の中、学童保育コーナーが4階に位置しているため、1階	ついては、児童の減少に伴	
に移動させた方が利便性は高いと考える。施設の利活用に工夫が必	い余裕教室が存在している	
要であり、5~10年後を見据えた具体的な計画が必要である。	が、多目的教室や学童保育	
現状、文部科学省に報告している「余裕教室の利用状況」では利	コーナーとして活用してい	
用していない余裕教室はゼロとなっているが、視察の結果、このよ	るほか、全市の市立小学校	
うに実際には活用していない余裕教室が存在している。これは、報	で使用する備品などの一時	
告当時は該当する余裕教室を「学習方法・指導方法の多様化に対応	保管場所として活用してい	
したスペース」として利用することを検討していたことから当該項	る。さらに、平成27年12	
目に入れたものであった。余裕教室の活用については教育委員会内	月からは、中央校舎2Fに	
で随時検討しているものの、実際には利用されておらず、有効に活	児童及び保護者が利用可	
用されているとは言えない。	能な北須磨教育相談所を	
	設置して有効活用を図っ	
	たところである。	
	(教育委員会)	
	, ,	